診療施設届出事項変更届

　　年　　月　　日

高知県知事　濵田省司　様

開設者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　獣医師免許の登録　（有・無）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ﾌｧｸｼﾐﾘ番号

　　診療施設届出事項を変更したので、獣医療法第３条の規定により、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更する診療施設 | 　　　　　 |  |
| 　　　 | 　郵便番号 |
| 電話番号　　　　　　　　　　　ファクシミリ番号 |
| 変更年月日 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 変更事項 | １　開設者の住所　　　２　診療施設の名称　　　３　住居表示の変更４　診療施設の構造設備　　５　管理者の氏名及び住所６　診療の業務を行う獣医師名　　　７　診療の業務の種類８　法人の定款又は寄付行為　　　　９　エックス線関係 |
| 　（変更前）　（変更後） |
| 注意事項　１　この届出は、診療施設の開設届出事項に変更が生じた後10日以内に行ってください。　２　開設者の住所及び氏名の欄には、開設者が法人である場合にあっては、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地を記入してくだい。　３　変更事項は、１から９までの中から選んで○を付けてください。なお変更事項が４の場合は診療施設の平面図の写しを、６の場合は獣医師免許証の写しを添付してください。　４　エックス線関係の変更事項は、次のものを指します。1. エックス線装置の更新　製作社名、型式及び台数
2. エックス線診療室の構造の変更　撮影回数、透視時間の変更及び防護等の構造の変更
3. 予防措置の変更

(4)　エックス線診療に従事する獣医師の変更 |